

## 建設工事における社会保険等未加入業者との一次下請契約の禁止について

平成 30 年 6 月 19 日

総務部総務課契約係

市が発注する建設工事においては、社会保険等（健康保険・厚生年金保険・雇用保険）に加入している建設業者を契約の相手方としているところですが、さらに社会保険等未加入対策を推し進め、労働者の雇用環境の改善などに取り組むため、平成 30 年 7 月 1 日以降の入札公告及び指名通知分から、原則、社会保険等未加入業者と一次下請契約することを禁止します。

### 1. 社会保険等未加入業者の定義

社会保険等未加入業者とは以下に定める届出の義務を履行していない建設業者をいいます。

- ・健康保険法第 48 条の規定による届出義務
- ・厚生年金保険法第 27 条の規定による届出義務
- ・雇用保険法第 7 条の規定による届出義務

※各保険の法において適用除外とされている者（従業員を雇用していない個人事業主など、法律上の保険加入義務がない者）と下請負契約を締結することは問題ありません。

### 2. 適用時期

平成 30 年 7 月 1 日以降に契約締結する建設工事（随意契約含む）

### 3. 確認方法

施工体制台帳の社会保険等の加入状況における社会保険加入の有無等により、「未加入」でないことを確認することとします。

### 4. 指名停止措置等

一次下請業者が社会保険等の未加入者であった場合は、受注者（元請負人）に次のとおりの措置を行いますので留意願います。

（※ただし、下請けの理由によっては、未加入の猶予期間あり）

- ・違約金の徴収
- ・指名停止措置
- ・工事成績評点の減点